

職首発0419第1号
職派需発0419第1号
平成23年4月19日

各都道府県労働局
職業安定部長 殿
東京、愛知及び大阪労働局
需給調整事業部長 殿

厚生労働省職業安定局
首席職業指導官
派遣・有期労働対策部
需給調整事業課長
(公印省略)

厚生労働大臣から人材ビジネスの事業者団体に対して
行われた要請を踏まえた対応について

東日本大震災で被災し、失業した求職者の方々が一刻も早く仕事に就けるようにすることは、被災地の復興のための最優先課題である。そのためには、求職者に多様な選択肢を示し、それにより被災地の企業等が復興のための人材を確保することができようになることが重要となってくる。

こういった内容について、厚生労働大臣から、平成23年4月8日に人材ビジネスの事業者団体に要請を行ったところである。この要請の趣旨を踏まえ、今後、人材ビジネスの事業者等から相談があった場合、具体的な対応については下記のとおり行うよう、留意されたい。

記

1 被災者向けの合同企業説明会への参加希望があった場合

今後、被災者向けの合同企業説明会が行われることが想定されるが、地方公共団体や民間団体の主催により行われる場合については、把握に努めるとともに、人材ビジネス事業者から参加の意思表示があった場合には、主催者の連絡先を案内し、主催者に相談するよう勧めること。また、「日本はひとつ」しごと協議会の場などを通じて、人材ビジネス事業者から被災者向けの合同企業説明会への参加の意思表示があった場合には、可能な限り参加ができるよう配慮いただきたい旨、地方公共団体等に対して要請すること。

一方、都道府県労働局やハローワークの主催で説明会を行う場合は、人材ビジネス事業者団体に説明会の開催や参加方法について情報提供し、参加の意思を示す人材ビジネス事業者が参加できるように配慮すること。ただし、会場の制約等があると考えられる

ため、参加事業者数や参加形態について適宜調整等を行うことは差し支えない。

なお、人材ビジネス事業者団体に説明会の情報を提供する場合には、特定の事業者団体に偏ることがないように、公平に行うこと。

2 避難所での出張相談の実施についての相談があった場合

避難所での出張相談を行うためには、避難所の設置主体（地方公共団体等）の了承を得る必要があり、設置主体に相談するよう、相談者に勧めること。一方で、「日本はひとつ」しごと協議会の場などを通じて、人材ビジネス事業者から避難所での出張相談を実施する意思表示があった場合には、可能な限り実施できるよう配慮いただきたい旨、地方公共団体等に対して要請すること。

なお、「避難所において職業紹介事業者又は労働者派遣事業者が出張相談に応じる場合の取扱いについて」（職発 0401 第 26 号。平成 23 年 4 月 1 日厚生労働省職業安定局長通知）において、職業紹介事業者等が避難所での出張相談を行う場合の特例措置等を示しているため、適宜参照し、この点についての周知にも努められたい。

3 その他

その他、人材ビジネス事業者から、被災された求職者への職業紹介等にかかる提案等がなされた場合については、大臣要請の趣旨を踏まえた対応を行うこと。

なお、提案等に対する対応方針に疑義が生じた場合には、適宜本省に照会されたい。